

防災啓発用V R動画作成業務委託
仕様書

旭川市防災安全部防災課

1 概要

本仕様書は旭川市（以下「甲」という。）が作成する市民の防災意識向上及び避難行動の理解促進を図るための防災啓発用VR動画（以下「VR動画」という。）の仕様を定めるものとする。

2 委託業務名

防災啓発用VR動画作成業務

3 目的

近年、気候変動の影響により、洪水、河川氾濫等の水害が激甚化・頻発化しており、複数河川が集積する本市においては、市民の防災意識の向上及び避難行動の理解促進が重要な課題である。

本業務は、河川氾濫等の災害に巻き込まれ被害にあう状況等を視覚的かつ高い臨場感をもって体験できるVR動画を作成し、市民が災害を疑似体験できる環境を整備することにより、知識だけでは伝わらない災害の危険性や避難行動を自分事として捉え、市民の防災意識の向上及び避難行動の理解促進を図ることを目的とする。

4 履行期間

契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。

5 準拠する法令やガイドライン等

本業務は、本仕様書の他、次の関係法令やガイドライン等に準拠したものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 北海道地域防災計画
- (7) 旭川市地域防災計画
- (8) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和8年5月 国土交通省）
- (9) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月 国土交通省）
- (10) 旭川市避難マニュアル
- (11) 旭川市防災これ一冊まとまっぷ
- (12) VR等のコンテンツ制作技術活用ガイドライン
（特定非営利活動法人映像産業振興機構V I P O）
- (13) その他の関係法令及びガイドライン等

6 一般事項

- (1) 提出書類等

受注者（以下「乙」という。）は、次の書類を紙媒体（各1部）及び電子媒体により甲が指定する期日までに提出し、甲の承認を得なければならない。

- ア 業務着手届
- イ 業務実施計画
- ウ 工程表
- エ 業務完了報告書
- オ その他、甲が必要とする書類

(2) 特許権等の処理

本整備業務に関し、第三者の特許権等に接触するときは、乙の責任において処理するものとする。また、各種著作権料についても同様とする。

(3) 機密の保持

乙は、本整備業務の実施により知り得た情報を、甲の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本整備業務完了後においても同様とする。

7 VR動画のコンセプト

- (1) 対象災害は洪水及び内水氾濫とする。
- (2) 浸水想定区域内にある自宅から洪水時使用可能な指定避難所までの一連の避難行動を再現する内容とすること。
- (3) 3DCGによる映像を基本としながら必要に応じて音声・音楽等を加え、360°の主観映像や時間・空間の転移等の演出により、没入体験ができるものとすること。
- (4) 災害に巻き込まれ被害にあう状況や災害がひっ迫している状況など、VR映像ならではの非日常体験ができる内容とすること。
- (5) 主観映像だけではなく、浸水状況を俯瞰して確認できるような映像も適切に挿入すること。
- (6) 市民の防災意識の向上及び避難行動の理解を促進させる内容とすること。
- (7) 映像内における風景や建物などは現実世界を再現すること。
- (8) 利用者に最後まで見てもらえる仕掛けと適正なコンテンツ量に配慮すること。
- (9) 子どもから高齢者まで年齢層を問わず理解しやすい情報量と表現を意識した内容とすること。

8 業務内容

乙は、本業務の目的等を十分理解し、VR動画制作における全ての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

本仕様書及び企画提案書を基に甲と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、VR動画の構成を作成する。

(2) 映像取得

企画構成に基づき、VR動画の制作に必要な映像を取得する。新規に撮影するほか、既存の映像を購入して仕入れることも可とする。なお、撮影又は映像取得に際し、使用料等が発生する場合は、本業務において乙が負担するものとする。

(3) 編集及び制作

ア 上記「3 目的」及び「7 VR動画のコンセプト」を踏まえ、甲の承認を得た企画をもとに、高精細（4K以上）かつ360°VR動画を制作すること。

イ VR動画は、ストーリー性を持たせ、3～5分程度の作品を1本以上制作すること。なお、

動画の再生時間については目安であり、企画に応じた最適な再生時間とすること。

ウ 撮影・取得した映像の加工、編集、音楽、テロップの挿入等の編集作業を必要に応じて行うものとし、VR動画の完成までに甲による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けるものとする。なお、以下の事項に配慮しVR動画を作成すること。

- ① 動画にクレジットを挿入すること。内容は甲との協議のうえ、決定する。
- ② 音楽（BGM）、字幕、画像等を適宜挿入すること。
- ③ BGM等用の音楽素材の使用に関して、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を乙の負担により行うこと。

(4) 視聴環境の整備

ア 制作したVR動画の視聴に必要なVRゴーグルを納品すること。乙は甲に対し、基本的なVR動画操作方法の指導を行うこと。併せて、操作マニュアルを作成すること。

イ VR特有の「VR酔い」やVRゴーグルを用いた子どもの利用についての対応を提案すること。

(5) 保守管理、その他付随する業務

ア 完成後に必要となる運用・保守管理のマニュアルを作成すること。

イ 原則、保守管理経費がかからないようにすること。

ウ 保守管理経費が必要な場合は計算し、提示すること。

(6) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提示限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(7) 定期ミーティング

本業務の進め方の協議や進行管理、成果等について、常に甲と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則として、業務開始から毎月1回以上、甲に対して定期的に報告し、必要に応じ協議を行う。

(8) 事業報告書の作成

本業務の実施概要、ミーティング記録など実績、効果等を含む事業報告書を作成し、提出すること。

9 成果品

(1) 内容

ア VR動画データ

動画はVRゴーグル再生用、PC再生用のそれぞれ2種類を用意すること。なお、ファイル形式などは甲と協議のうえ、決定すること。

また、動画は4K対応の画質とする。

イ デバイス

- ① VRゴーグルは、PICO社製G3同等以上の機器仕様のものとする。

※インターネット接続が無くても利用可能な仕組みであること。また、PC接続をしないスタンドアロンで使用できること。

- ② 複数人での同時使用を想定し、複数台の再生／停止などの動作を一括して行えるものとする。

※キオスクモード（自動再生プログラム）等によりVRゴーグルの装着と同時に動画が再生される機能によるものも可とする。

- ③ 今後、同等仕様の動画を作成した際に、作成した動画をVRゴーグル内に保存し、再生が可能なものとする。

ウ 本業務で制作した全てのデータ

制作に使用した映像素材データ、3DCGデータ、字幕データ、音声データ、運用マニュアルや保守管理マニュアルなど。

エ 本業務の実施概要、ミーティング記録など実績、効果等を含む事業報告書

(2) 納品

ア VR動画データ

成果品は電子媒体（DVD-R等）に保存して納品すること。また、コピーや編集等ができる状態で提出すること。

※成果品の所有権、著作権、利用権は旭川市に帰属するものとする。

イ デバイス

VRゴーグル10台（収納ケース含む）及び運用の際にPCが必要な場合は専用PC1台を納品すること。

納品の際に、アプリ等を改めてダウンロードすることなく、再生可能な状態にしておくこと。

ウ 本業務で作成した全てのデータ

アと同じ状態で提出すること。

エ 事業報告書（PDF形式）

10 納品場所

旭川市役所防災安全部防災課

〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目 総合庁舎7階

TEL 0166-25-9840

FAX 0166-24-2783

11 提案上限額

9,790,000円（税込）※上限額を超えての提案は無効とする。

12 事業の完了

成果品を納品し、甲の検査を受け、検査合格により完了とする。

13 契約に関する条件等

(1) 再委託の禁止

乙は本業務を一括して第三者に委任することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要な業務については、甲と協議の上、業務の一部を委託することができる。

一部業務を委託する際に発生する費用については、乙の負担とする。

(2) 成果品の利用及び著作権

ア 乙は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに甲に無償で譲渡するものとする。

イ 乙は、本著作物に関する著作権人行使しないものとする。

ウ 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

エ アの規程に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、乙と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

(3) 守秘義務

乙（再委託を受けた者も含む。）は、本業務で知り得た情報を契約期間のみならず、契約終了後も、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の取得・保護・管理

本業務を通して知り得た情報は、旭川市情報公開条例及び旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例並びにその他関係法令等に基づき、適切な運用を図ること。

(5) 損害賠償責任

乙は、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、甲、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

(6) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

14 その他

本仕様書に定めのない事項や解釈に意義が生じた場合は、双方で協議を行った上、決定する。